

令和元年度自動車騒音・道路沿道騒音調査（面的評価）結果

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数（戸）				
			評価 対象数	昼間・夜間 ともに基準 値以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 ともに基準 値超過
1	一般国道 51 号	13060	97	41	40	0	16
2	一般国道 51 号	13070	500	339	160	0	1
3	一般国道 408 号	24010	36	30	4	0	2
4	成田松尾線	41920	568	431	115	0	22
5	市道 郷部線	110040	755	751	2	0	2
6	東関東自動車道	130	18	18	0	0	0
7	一般国道 51 号	13110	14	10	2	0	2
8	一般国道 295 号	18010	33	30	1	0	2
9	一般国道 408 号	24020	176	110	61	0	5
10	成田安食線	40520	627	627	0	0	0
11	大栄栗源干潟線 （東総有料道路）	42170	17	17	0	0	0
12	江戸崎下総線	60030	149	149	0	0	0
12	郡停車場大須賀線	60220	73	73	0	0	0
合計 （括弧内は%）			3,063	2,626 (85.7)	385 (12.6)	0 (0.0)	52 (1.7)

※道路交通騒音の指標（上表における”基準値”）は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）の道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の値（下表）を用いた。

なお、未指定地域は「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 23 年 9 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に準じ B 類型とみなした。

騒音の環境基準（道路に面する地域及び近接空間）

（単位：デシベル、 $L_{eq}$ ）

地域の 類型	用途地域	道路の種類	時間の区分	
			昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60 以下	55 以下
		幹線交通を担う道路に近接する 空間	70 以下	65 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路 に面する地域	65 以下	60 以下
		幹線交通を担う道路に近接する 空間	70 以下	65 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
		幹線交通を担う道路に近接する 空間	70 以下	65 以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

「環境基本法第 16 条第 2 項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」（平成 15 年 3 月 28 日千葉県告示第 278 号、改正：平成 24 年 3 月 23 日千葉県告示第 180 号）